

第97回定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズ」

○報告事項

第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

○決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株式会社 **イチケン**

（証券コード 1847）

証券コード 1847
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社 イチケン
代表取締役社長 長谷川 博之

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <http://www.ichiken.co.jp/ir/data/kabunushi/>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、下記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（イチケン）または証券コード（1847）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を事前にご行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面の郵送による議決権行使の場合】

電子提供措置事項4頁に記載の「郵送による議決権行使」をご参照のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合】

電子提供措置事項5頁に記載の「インターネットによる議決権行使」をご参照のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後6時まで議決権をご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズ」

3. 目的事項

報告事項 第97期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. 議決権行使に関する決定事項

- (1) 議決権行使書用紙の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、行使期限内に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンまたはスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、行使期限内に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

＜株主様へのご連絡＞

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎上記の電子提供措置事項につきましては、会社法の改正に伴い、本株主総会の議決権の行使基準日まで、書面交付請求をいただいた株主様にのみ書面でご送付することとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主総会参考書類を含む書面をご送付しております。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、次の事項を除いております。したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎本株主総会の運営に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.ichiken.co.jp>) にてお知らせいたします。

オンデマンド配信のご案内

株主総会当日にご出席されない株主様のために、後日、株主総会当日の様子の一部を当社ウェブサイト (<http://www.ichiken.co.jp>) にてオンデマンド配信することを予定しております。
2023年7月上旬の配信を予定しておりますので、是非ご覧ください。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使

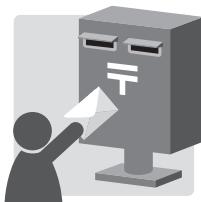


同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所 東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズ」

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。ご捺印は不要です。

行使期限 2023年6月27日（火曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書
株式会社イチケン 御中

株主総会日 議決権の数 _____ 〇〇 株
2023年6月28日

私は上記開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使いたします。
2023年6月 日

（ご注意）
当社は、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱いたします。

ここに議案の賛否をご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
	賛	否
第1号	賛 用し	否 をぬく
第2号	賛 用し	否 をぬく
第3号	賛 用し	否 をぬく

基準日現在のご所有株式数 _____ 株
議決権の数 _____ 〇 株
※議決権の数は1単位ごとに1票となります。

お 願 い

- 当株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へお持ちください。
- 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により当株主総会の議決権を行使ください。
 - ①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返郵いただく方法
 - ②スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイトに <https://evote.ichiken.co.jp/> により以下のID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法
- 第2号議案および第3号議案に於いて、候補者の一部が変更につき、異なる名前を表示される場合は、株主総会参考書類の候補者番号をご記入ください。

ログイン用IDコード

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇

株主総会番号

〇〇〇〇〇〇

株式会社イチケン

【ご記入の要領】

第1号議案
賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印

第2号議案および第3号議案
全員賛成の場合 ⇒ 「賛」の欄に○印
全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印
一部の候補者に ⇒ 「賛」の欄に○印をし、
反対の場合 反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

インターネットによる議決権行使



パソコンまたはスマートフォン等から以下の議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の「お願い」をご
確認のうえ、「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いた
だき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

なお、スマートフォン等をご利用の場合には、議決権行使書用紙に
記載の「ログイン用QRコード」を読み取ることで、議決権行使ウ
ェブサイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

行使期限

2023年6月27日（火曜日）午後6時まで

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

1. インターネットによる議決権行使に関するご注意

(1) 株主様以外の第三者による不正アクセス（いわゆる“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止
するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「仮パスワード」から「本パスワード」
への変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(2) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

2. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様の
ご負担となります。

3. インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権の行使に関し、ご不明な点がございましたら次のヘルプデスクにお問い合わせ
ください。

お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」
をご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業の成長・拡大及び財務基盤の安定化による企業価値の向上と、株主様への直接的な利益還元である配当の安定的な実施に重点を置き、利益の配分に関しては、今後の成長・拡大に備えた内部留保の充実を考慮して決定することを株主還元の基本方針としております。

具体的には、中期経営計画（2020年度～2022年度）において、事業基盤確立のための積極的な投資を進めるとともに、株主様に対して安定的な利益還元を行い、投資と配当の両立を目指すこととしており、配当性向20%以上の株主還元を実現することを目標としております。

<期末配当に関する事項>

当期の期末剰余金の配当につきましては、上記の基本方針及び当期の業績を勘案し、次のとおり1株につき60円とさせていただきますと存じます。これにより、中間配当金を加えた年間配当金は、1株につき100円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき60円

総額435,564,540円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員が任期満了となりますので、あらためて取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定は、電子提供措置事項18頁及び19頁に記載の「取締役候補者の選定の方針と手続の概要」に準拠して行われ、指名・報酬委員会からの妥当である旨の答申を受けて、取締役会において決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者 番号		氏 名	生 年 月 日 (年 齢)	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	再任	は せ が わ 長谷川 博 之	1960年2月4日 (63歳)	代表取締役社長 社長執行役員 事業本部長	14回／14回 (100%)
2	再任	い そ の けい じ 磯 野 慶 治	1961年5月18日 (62歳)	取締役 常務執行役員 東京支店長	14回／14回 (100%)
3	新任	ま さ きよ ひろ あき 政 清 弘 晃	1964年1月20日 (59歳)	常務執行役員 関西支店長	—
4	再任	こ たに み つる 小 谷 実 弦	1964年4月6日 (59歳)	取締役 執行役員 管理本部長	14回／14回 (100%)
5	再任 社外 独立	た け うち ひで あき 武 内 秀 明	1959年5月11日 (64歳)	社外取締役	14回／14回 (100%)
6	再任 社外 独立	い ち じ しゅん じ 伊知地 俊 人	1963年7月29日 (59歳)	社外取締役	14回／14回 (100%)
7	再任 社外	く ぼ た ひろ たけ 久保田 裕 丈	1971年4月3日 (52歳)	社外取締役	11回／11回 (100%)

1 ^は ^せ ^が ^わ ^ひ ^ろ ^ゆ ^き
長谷川 博 之 (1960年2月4日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1982年 4月 当社入社
10,100株	2001年 6月 当社取締役関西支店長代行
取締役会出席状況(出席率)	2002年 6月 当社取締役関西統括兼神戸本店長
14回/14回	2005年 4月 当社常務取締役関西統括兼神戸本店長
(100%)	2007年 4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼関東統括
	2011年 4月 当社取締役常務執行役員東京支店長
	2014年 6月 当社取締役専務執行役員営業推進本部長
	2015年 6月 当社代表取締役社長社長執行役員
	2023年 4月 当社代表取締役社長社長執行役員事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり取締役として各支店を統括する責任者等を歴任し、2015年6月から代表取締役社長を務めており、当社の業務全般に関する幅広い知識・経験のほか、事業経営に関する高い知見と実績を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

2 ^い ^そ ^の ^け ^い ^じ
磯 野 慶 治 (1961年5月18日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1989年 3月 株式会社ダイエーハウジング入社
4,500株	1991年 9月 当社入社
取締役会出席状況(出席率)	2005年 4月 当社東京支店営業二部長
14回/14回	2013年 4月 当社東京支店副支店長
(100%)	2013年 6月 当社執行役員東京支店副支店長
	2016年 4月 当社執行役員福岡支店長
	2019年 4月 当社執行役員関西支店長
	2019年 6月 当社常務執行役員関西支店長
	2021年 4月 当社常務執行役員事業本部長代行
	2021年 6月 当社取締役常務執行役員事業本部長
	2022年 11月 当社取締役常務執行役員事業本部長兼東京支店長
	2023年 4月 当社取締役常務執行役員東京支店長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり支店業務に携わり、福岡支店長等を歴任しており、支店業務全般に関する豊富な知識・経験及び実績のほか、特に営業戦略に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

3 ^{まさ} ^{きよ} ^{ひろ} ^{あき}
政 清 弘 晃 (1964年1月20日生)

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数
1,700株

1986年4月 当社入社
1994年9月 Global Construction Co.,Ltd (出向)
2011年4月 当社関西支店開発営業部長
2018年4月 当社関西支店副支店長
2019年4月 当社経営企画室長
2020年6月 当社執行役員経営企画室長
2021年4月 当社執行役員関西支店長
2022年6月 当社常務執行役員関西支店長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社において施工管理及び営業を中心とする支店業務に加えて、海外での勤務経験を有し、経営企画室長及び関西支店長等を歴任しており、全社の業務全般に関する豊富な知識・経験及び実績のほか、特に営業戦略に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

4 ^こ ^{たに} ^み ^{つる}
小 谷 実 弦 (1964年4月6日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数
2,600株

取締役会出席状況(出席率)
14回/14回
(100%)

1988年4月 当社入社
2007年4月 当社事業統括本部管理部(東京駐在)部長
2008年4月 当社事業統括本部管理部長
2011年4月 当社東京支店管理部長
2013年10月 当社管理本部業務管理部長
2015年6月 当社事業本部部長兼業務管理部長
2017年4月 当社管理本部副本部長
2019年6月 当社執行役員管理本部副本部長
2021年6月 当社取締役執行役員管理本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

当社において長年にわたり管理部門の部門長を歴任し、財務及び会計に関する豊富な知識・経験及び実績のほか、管理部門全般に関する高い知見を有することから、重要な業務執行の決定及び取締役の職務遂行の監督に適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数

－ 株

1984年 4月 日揮株式会社入社

1994年 4月 東京弁護士会登録 清水直法律事務所入所

2001年 10月 松井・武内法律事務所開設 同パートナー

2005年 8月 武内法律事務所開設 同所長弁護士（現任）

取締役会出席状況(出席率)

14回／14回
(100%)

2012年 9月 メディアスホールディングス株式会社社外監査役（現任）

2015年 6月 当社社外取締役（現任）

2020年 8月 株式会社ジールコミュニケーションズ社外監査役（現任）

(重要な兼職の状況)

武内法律事務所所長弁護士

メディアスホールディングス株式会社社外監査役

株式会社ジールコミュニケーションズ社外監査役

在任年数

8年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は法律の専門家としての知見を活かし、主に法的な観点からの助言や意見表明により、取締役会の意思決定機能の向上にご尽力いただくことを期待しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	1988年 2月	東急不動産地域サービス株式会社(現東急リバブル(株))入社
一 株	1989年 2月	株式会社タケツエエステート入社
	1993年 10月	ウィル不動産販売(現(株)ウィル)創業
取締役会出席状況(出席率)	1993年 11月	アサヒハウス株式会社取締役
14回/14回	1995年 6月	株式会社ウィル不動産販売(現(株)ウィル)設立同社代表取締役社長
(100%)	2008年 1月	株式会社リノウエスト取締役 (現任)
	2008年 1月	株式会社ウィルフィナンシャルコミュニケーションズ取締役
在任年数	2011年 3月	株式会社ウィル空間デザイン代表取締役
6年	2013年 11月	株式会社遊取締役
	2014年 4月	株式会社ウィル取締役会長 (現任)
	2014年 7月	株式会社ウィルスタジオ取締役
	2017年 6月	当社社外取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)

株式会社ウィル取締役会長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

他社における会社経営の経験のほか、不動産関連の実務に関する長い経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は、経営経験者としての専門的な知見を活かし、主に経営的な目線からの経営計画の策定等に関する助言や意見表明により、取締役会の意思決定機能の向上にご尽力いただくことを期待しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数	2008年 5月 株式会社マルハン入社 建設部建設課
- 株	2017年 7月 同社開発本部開発部西日本開発課
	2021年 4月 同社西日本カンパニー開発本部建設購買部部长 (現任)
	2022年 6月 当社社外取締役 (現任)

取締役会出席状況(出席率)

11回/11回
(100%)

(重要な兼職の状況)

株式会社マルハン西日本カンパニー開発本部建設購買部部长

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

在任年数

1年

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、長年にわたる商業店舗の開発業務に携わられた豊富な知識と経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後はその専門的な知見を活かし、主に商業施設の建設事業に係る専門的な目線からの経営計画の策定等に関する助言や意見表明により、取締役会の意思決定機能の向上にご尽力いただくことを期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 武内秀明氏、伊知地俊人氏及び久保田裕丈氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 当社は、武内秀明氏、伊知地俊人氏及び久保田裕丈氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金300万円と会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。各氏が社外取締役に再任された場合には、当社は各氏との間で当該契約と同一の内容の契約をあらためて締結する予定であります。
4. 当社は、当社が定めた社外役員の独立性判断基準（電子提供措置事項20頁及び21頁を参照）を充足する武内秀明氏及び伊知地俊人氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再任された場合には、引き続き両氏を独立役員として指定する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員及び執行役員の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意または重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者とし、任期中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもちまして監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査機能の強化を図るため1名を増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、監査等委員である取締役候補者の選定は、電子提供措置事項18頁及び19頁に記載の「取締役候補者の選定の方針と手続の概要」に準拠して行われ、指名・報酬委員会からの妥当である旨の答申を受けて、取締役会において決定したものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

候補者 番号	氏名	生年月日 (年齢)	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況 (出席率)
1	再任 湯 浅 史 朗 ゆ あさ し ろう	1961年10月3日 (61歳)	取締役 常勤監査等委員	14回／14回 (100%)
2	再任 社外 独立 初 瀬 貴 はつ せ たかし	1977年1月9日 (46歳)	社外取締役 監査等委員	14回／14回 (100%)
3	再任 社外 独立 井 上 明 子 いの うえ あき こ	1976年1月21日 (47歳)	社外取締役 監査等委員	14回／14回 (100%)
4	新任 社外 独立 城 戸 澄 仁 き ど すみ ひと	1974年12月3日 (48歳)	—	—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数 － 株	1984年 4月 大栄信用組合入社 1990年 4月 株式会社日本流通リース入社 1995年 4月 同社財務部財務課長 2000年 4月 同社財務部次長 2007年 2月 当社入社 2016年 4月 当社管理本部財務経理部担当部長 2017年 6月 当社管理本部財務経理部長 2021年 6月 当社取締役常勤監査等委員（現任）
取締役会出席状況(出席率) 14回／14回 (100%)	
監査等委員会出席状況 (出席率) 15回／15回 (100%)	

取締役候補者とした理由

長年にわたる財務・経理業務の経験及び実績に基づく財務及び会計に関する相当程度の知見を有するほか、管理部門の管理職を長年務めた経験に基づく管理部門全般に関する高い知見を有することから、中立的かつ客観的な視点から取締役の職務執行を監査し、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上を図ることに適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としたものであります。

2 はつ せ
初 瀬

たかし
貴 (1977年1月9日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数 一 株	2002年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 虎門中央法律事務所入所
取締役会出席状況(出席率)	2015年5月 Georgetown University Law Center LL.M.修了 2015年8月 SheppardMullinRichter&HamptonLLP/Washington,D.C.Office勤務 2016年6月 NY州弁護士登録 2017年11月 弁護士法人漆間総合法律事務所入所 2018年9月 公認不正検査士登録 2019年1月 弁護士法人漆間総合法律事務所代表社員 2020年6月 当社社外監査役 2021年6月 当社社外取締役監査等委員（現任） 2022年1月 TH総合法律事務所入所パートナー（現任）
監査等委員会出席状況 (出席率)	(重要な兼職の状況) TH総合法律事務所パートナー

在任年数

2年

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、法律の専門家としての海外での勤務経験を含む豊富な経験と企業法務を通じて培われた企業倫理や財務及び会計に関する高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は、中立的かつ客観的な視点からの助言や意見表明を通じて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図っていただくことを期待しております。

3 ^{いの}井 ^{うえ}上 ^{あき}明 ^こ子 (1976年1月21日生)

再任

社外

独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数 — 株	2006年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 山王法律事務所入所
取締役会出席状況(出席率)	2009年12月 一般社団法人みんなの力理事（現任） 2017年4月 社会福祉法人武蔵野会評議員（現任） 2019年7月 西東京いこい法律事務所開所 代表弁護士（現任） 2019年9月 日本フォームサービス株式会社社外監査役（現任） 2020年7月 公益財団法人国際人材育成機構評議員（現任） 2021年6月 当社社外取締役監査等委員（現任）
14回／14回 (100%)	

監査等委員会出席状況
(出席率)

15回／15回
(100%)

(重要な兼職の状況)

西東京いこい法律事務所代表弁護士
日本フォームサービス株式会社社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

在任年数

2年

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、法律の専門家としての豊富な経験と社会福祉や国際交流に係る高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は、中立的かつ客観的な視点からの助言や意見表明を通じて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図っていただくことを期待しております。

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

所有する当社の株式の数
一 株

2005年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入社
2009年7月 公認会計士登録
2021年9月 税理士登録
2021年9月 V I Aパートナーズ株式会社代表取締役（現任）
2021年10月 城戸公認会計士・税理士事務所開所 代表（現任）

(重要な兼職の状況)

V I Aパートナーズ株式会社代表取締役
城戸公認会計士・税理士事務所代表

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等の概要

他社における会社経営の経験のほか、公認会計士としてのベトナム（ハノイ）での駐在経験を含む長い実務経験に基づく財務及び会計に関する高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。なお、選任後は、中立的かつ客観的な視点からの助言や意見表明を通じて、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を図っていただくことを期待しております。

- ~~~~~
- (注) 1. 監査等委員である各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 初瀬貴氏、井上明子氏及び城戸澄仁氏は、いずれも社外取締役候補者であります。
3. 当社は、湯浅史朗氏、初瀬貴氏及び井上明子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を金300万円と会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額に限定する契約を締結しております。各氏が監査等委員である取締役に再任された場合及び城戸澄仁氏があらたに監査等委員である取締役に選任された場合には、当社は各氏との間で当該契約と同一の内容の契約をあらためて締結する予定であります。
4. 当社は、当社が定めた社外役員の独立性判断基準（電子提供措置事項20頁及び21頁を参照）を充足する初瀬貴氏及び井上明子氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。初瀬貴氏、井上明子氏及び城戸澄仁氏が監査等委員である社外取締役に再任もしくは選任された場合には、社外役員の独立性判断基準を充足する各氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で役員及び執行役員の全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の故意または重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。なお、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。各取締役候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同内容にて更新する予定であります。

1. 取締役候補者の選定の方針と手続の概要

当社は、取締役及び執行役員指名・報酬等に関する手続の公平性・透明性・客観性を強化することを通じてコーポレートガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会の委員の員数は3名以上とし、そのうち半数以上は後記の社外役員の独立性判断基準を充足する社外取締役により構成することとしております。

指名・報酬委員会は、取締役候補者（監査等委員である取締役を含む）の選定に際し、次の事項を勘案し審議のうえ、取締役会に答申を行います。

- (1) 取締役（監査等委員を除く）の員数は9名以内、取締役（監査等委員）は4名以内とし、取締役会における意思決定の透明性及び公正性を確保するため、取締役（監査等委員を除く）のうち最低3名、取締役（監査等委員）の過半数を社外取締役とすることを基本的な考えとします。
- (2) 社外取締役（監査等委員を除く）のうち最低2名、社外取締役（監査等委員）のうち最低2名は、一般株主と利益相反を生じおそれのない独立役員とし、取締役総数の3分の1以上を独立社外取締役とします。
- (3) 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するため、取締役に求める知識・経験を一覧化した次頁の「スキル・マトリックス」を踏まえ、次の事項を勘案して取締役候補者を選定します。

① 業務執行取締役候補者の選定について

誠実な人格、業務執行取締役として管掌部門の業務に精通した知識、他の役員とのコミュニケーション能力、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識等を有すること並びに当社の事業活動を通じて当社の企業価値向上に資する人物であること。

② 社外取締役（監査等委員を除く）候補者の選定について

誠実な人格、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点からの他社における豊富な経営経験もしくは法務、財務及び会計等に関する専門的な知識等の広範な経験や知識を有し、当該経験や知識から適切な意見表明や指導・監督を行う能力を有すること。

③ 取締役（監査等委員）候補者の選定について

誠実な人格、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識等を有し、中立的かつ客観的な視点から取締役（監査等委員を除く）の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持向上に資する人物であること。

④ 社外取締役（監査等委員）候補者の選定について

誠実な人格、他社における豊富な経営経験もしくは法務、財務、会計等に関する専門的な知識等に基づく企業倫理の遵守に徹する見識等を有し、中立的かつ客観的な視点から取締役（監査等委員を除く）の職務執行を監査する能力を有していること。

2. 取締役のスキル・マトリックス

【スキル・マトリックス】

氏名	地位	求める知識及び経験					
		企業経営	業界に関する知見		財務・会計	法務・コンプライアンス	海外
			技術	営業			
【取締役】							
長谷川 博 之	代表取締役社長	●	●	●			●
磯 野 慶 治	取締役 常務執行役員	●		●			
政 清 弘 晃	取締役 常務執行役員	●	●	●			●
小 谷 実 弦	取締役 常務執行役員	●			●	●	
武 内 秀 明	社外取締役（独立）					●	
伊知地 俊 人	社外取締役（独立）	●					
久保田 裕 丈	社外取締役		●				
【取締役（監査等委員）】							
湯 浅 史 朗	取締役				●		
初 瀬 貴	社外取締役（独立）				●	●	●
井 上 明 子	社外取締役（独立）					●	
城 戸 澄 仁	社外取締役（独立）	●			●	●	●

(注) 上記「地位」には、本株主総会において選任された場合に予定されている内容を記載しております。

3. 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役の独立性に関する考え方を明確にするため、以下のとおり「社外役員の独立性判断基準」を定めております。

社外役員が、次の各号のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断します。

- (1) 現在及び過去に一度でも、当社または当社子会社の取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人となったことがある者
- (2) 当社を主要な取引先とする者（当社の取引先であって、直近事業年度における当社の当該取引先への支払額が、その者の直近事業年度に係る年間収入の2%相当額を超える者）またはその業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人。以下同じ）
- (3) 当社の主要な取引先（直近事業年度における当社の年間売上高の2%相当額を超える額を当社に対して支払った者）またはその業務執行者
- (4) 当社の主要な借入先（直近事業年度に係る事業報告において主要な借入先として記載されている者）またはその業務執行者
- (5) 当社から、役員報酬以外に、直近事業年度において年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等（ただし、当該財産上の利益を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、直近事業年度において当該団体の年間収入の2%相当額を超える額の財産上の利益を当社から得ている場合に限り、当該団体に所属している者）
- (6) 当社の会計監査人である監査法人の社員等として当社の監査業務を担当する者
- (7) 当社から、直近事業年度において年間1,000万円を超える額の寄付を受けている者（ただし、当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、その団体に所属している者）
- (8) 社外役員の相互就任の関係にある他の会社の業務執行者
- (9) 当社の大株主（直近事業年度の末日において自己または他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上を保有する者）またはその業務執行者
- (10) 当社が総株主の議決権の10%以上を保有する者の業務執行者

- (11) 過去3年間のいずれかの時点において、上記（2）ないし（10）までのいずれかに掲げる法人等の業務執行者であった者
- (12) 上記（1）ないし（11）までのいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る）の配偶者または二親等以内の親族
- (13) 前各号に定める事項のほか、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

以 上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、ウィズコロナのもと、各種政策の効果により景気は緩やかに持ち直しているものの、世界的な金融引締め等が続くなか、海外景気の下振れによる景気の下押しリスクや、物価上昇、金融資本市場の変動等による影響など、依然として不透明な状況が続いております。

建設業界におきましては、政府建設投資は底堅く推移しており、民間設備投資については持ち直しの動きがみられるものの、慢性的な技能労働者不足に加え、労務費や資材価格の高騰による建設コストの増加など、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社は、従前から培ってきたコア事業である「商業施設」建築のノウハウや企画・提案力を生かし、店舗等の新築・内装・リニューアル工事の建設需要に対して積極的な受注活動を行い、マンション、物流施設、医療・福祉施設等、幅広い民間事業者の建設需要にも取り組んでまいりました。

また、2024年4月から適用される時間外労働の上限規制への対応のため、業務のデジタル化を推進しております。IT機器の導入と業務フローの見直しにより作業効率を改善し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を目指し、更なる生産性の向上を追求して、「働き方改革」の実現に向けた取り組みを行っております。

この結果、当期の業績につきましては、受注高は前期比14.9%減の800億2百万円となりました。売上高は前期比5.1%増の880億5千9百万円となり、その内訳は、建設事業が前期比5.2%増の876億4千6百万円、不動産事業が前期比10.2%減の4億1千2百万円であります。次期への繰越工事高は前期比9.1%減の765億2千5百万円となりました。

損益につきましては、完成工事高は増加しましたが、建設資材価格の高騰などの影響により完成工事総利益が減少したため、営業利益は前期比43.0%減の26億6千7百万円、経常利益は前期比44.2%減の25億8千5百万円、当期純利益は前期比42.8%減の17億8百万円となりました。

部門別の受注高・売上高・繰越高

(単位：百万円)

区 分		前 期 繰 越 高	当 期 受 注 高	当 期 売 上 高	次 期 繰 越 高
建 設 事 業	建 築 工 事	84,169	79,862	87,518	76,513
	土 木 工 事	—	139	127	11
	計	84,169	80,002	87,646	76,525
不 動 産 事 業		—	—	412	—
合 計		84,169	80,002	88,059	76,525

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 資金調達の状況

特記すべき新たな資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当期における重要な設備投資はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の事業環境につきましては、経済活動の正常化を背景に内需を中心に持ち直しの傾向にあるものの、海外景気の下振れによる景気の下押しリスクや、物価上昇、金融資本市場の変動等による影響など、依然として不透明な状況が続いております。また、建設業界におきましては、建設就業者の高齢化による人手不足や長時間労働問題に加え、エネルギー価格の上昇や円安を主因とする資材価格の高騰による建設コストの増加など、引き続き厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような事業環境のもと、当社は、創業100周年を迎える2030年を目標とする企業像『ビジョン2030』（長期経営計画）を策定し、ビジョン2030の初年度からの3ヶ年を『中期経営計画（2023－2025）』として経営目標を設定し、目標達成に向けた施策を実行してまいります。

『ビジョン2030』（長期経営計画）

① 企業像

安定した成長を続けていくとともに社会の持続的発展に貢献する企業

② 基本方針

- ・ 基幹の建築事業を安定・充実させ、不動産・海外事業を戦略事業として拡充を行い、新規事業を含めた業容の拡大を目指す
- ・ 商業空間の建設事業を中核に確実な成長を遂げる
- ・ 技術者集団として品質・安全・環境・原価・生産性を追求する
- ・ 財務基盤の充実と安定を図る
- ・ 働きやすい職場を追求し、従業員一人ひとりの能力と働きがいを向上させる
- ・ 社会のニーズに常に対応し、環境の変化に負けない会社となる

③ 経営目標（2030年度〈2031年3月期〉）

- ・ 売上高1,000億円、営業利益率5%程度
- ・ ROE 8%以上
- ・ 配当性向30%程度
- ・ 自己資本比率50%以上
- ・ D/Eレシオ0.3倍程度
- ・ 総資産900億円前後
- ・ 期末人員数800名前後

④ 投資計画

2030年度までに総額300億円を投資

[成長投資] …… M&A等の活用	100億円
[不動産事業] … 建設事業の収益補完	100億円
[海外事業] …… ベトナム事業展開促進	30億円
[人材開発] …… 人的資本の拡充	40億円
[デジタル化] … デジタル化社会への対応	30億円

『中期経営計画（2023－2025）』

① 基本方針

建設事業の安定と事業領域の拡大・充実を図る

- ・ 事業の中核となる建設事業の安定
- ・ 持続的な成長に向けた事業領域の拡大
- ・ ESG（環境・社会・ガバナンス）経営の実践

② 経営目標

[財務目標]

- ・ 売上高930億円、営業利益率5%程度（計画期間内での到達目標）
- ・ ROE8%以上
- ・ 配当性向30%程度（純資産額300億円超過時に検討）

[非財務目標]

- ・ ESGマテリアリティの実行

③ 投資計画

- ・ 『ビジョン2030』の投資計画（総額300億円）から100億円程度を充当

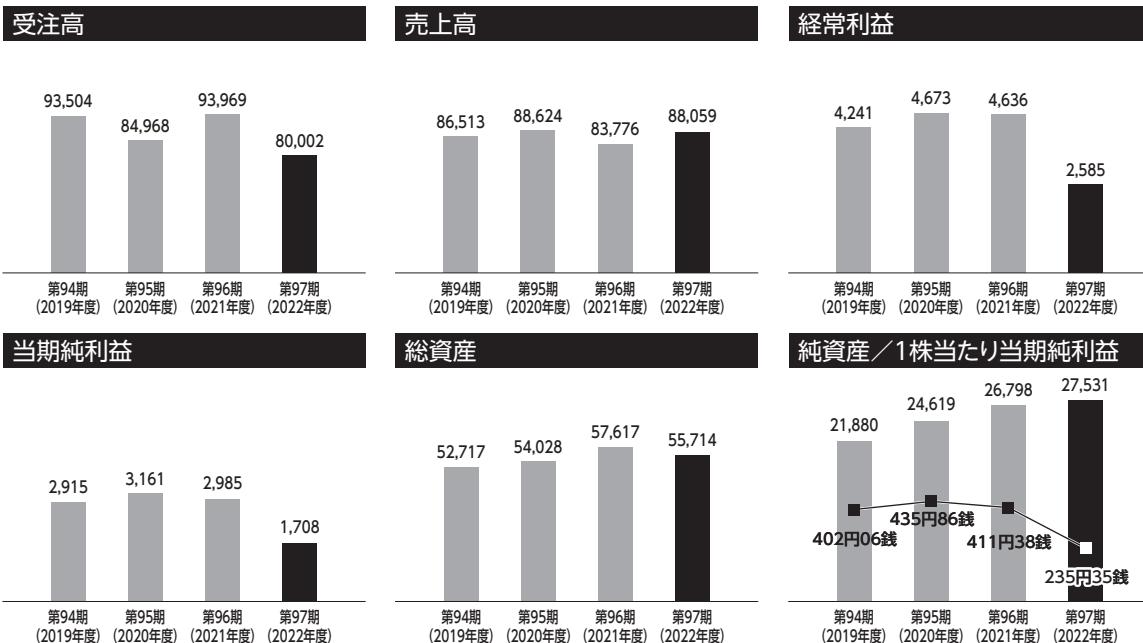
(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第94期 (2019年度)	第95期 (2020年度)	第96期 (2021年度)	第97期 (当期) (2022年度)
受 注 高	93,504	84,968	93,969	80,002
売 上 高	86,513	88,624	83,776	88,059
経 常 利 益	4,241	4,673	4,636	2,585
当 期 純 利 益	2,915	3,161	2,985	1,708
1株当たり当期純利益	402円06銭	435円86銭	411円38銭	235円35銭
総 資 産	52,717	54,028	57,617	55,714
純 資 産	21,880	24,619	26,798	27,531

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2023年3月31日現在）

建設業法による特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、建築・土木・内装仕上工事等の建設事業並びにビジネスホテルの賃貸事業等の不動産事業を行っております。

(8) 主要な事業所（2023年3月31日現在）

区分	事業所名	所在地
建設事業	東京支店	東京都港区
	関西支店	大阪府大阪市
	九州支店	福岡県福岡市
	札幌支店	北海道札幌市
	仙台営業所	宮城県仙台市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	広島営業所	広島県広島市
	沖縄営業所	沖縄県那覇市

(注) 2023年1月31日に赤とんぼ広場ショッピングセンター（兵庫県たつの市）を閉鎖いたしました。

(9) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
644名	1名減	43.7歳	17.1年

(注) 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員数は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,177
株式会社三菱UFJ銀行	1,595
株式会社東日本銀行	334

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 22,240,000株

(2) 発行済株式の総数 7,284,400株

(注) 発行済株式総数には自己株式数24,991株を含んでおります。

(3) 株 主 数 6,142名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 マ ル ハ ン	2,342,800	32.27
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	432,800	5.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	279,300	3.84
全 国 一 栄 会 持 株 会	241,400	3.32
BBH LUX/BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSB I JAPAN EQUITY SMALL CAP ABSOLUTE VALUE (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	150,000	2.06
原 久 美	96,500	1.32
竹 内 理 人	84,500	1.16
住 友 不 動 産 株 式 会 社	74,100	1.02
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	72,900	1.00
原 隆 明	63,800	0.87

(注) 1. 持株比率は各株主の持株数の自己株式を除く発行済株式の総数に対する比率を記載しており、パーセントの数値は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。

2. 全国一栄会持株会は当社の取引先企業で構成されている持株会であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当する事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2023年3月31日現在）

①新株予約権の数 130個

②目的となる株式の種類及び数 普通株式 26,000株（新株予約権1個につき200株）

③当社役員の保有する新株予約権の区分別の内容の概要

	回次	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役 (監査等委員及び) 社外取締役を除く)	第5回	1円	自 2007年2月1日 至 2027年1月15日	10個	1名
	第6回	1円	自 2008年6月25日 至 2027年6月28日	10個	1名
	第7回	1円	自 2009年6月25日 至 2028年6月27日	10個	1名
	第8回	1円	自 2010年6月25日 至 2029年6月26日	10個	1名
	第9回	1円	自 2011年6月27日 至 2030年6月29日	10個	1名
	第10回	1円	自 2012年6月25日 至 2031年6月29日	10個	1名
	第11回	1円	自 2013年6月24日 至 2032年6月28日	10個	1名
	第12回	1円	自 2014年6月23日 至 2033年6月27日	10個	1名
	第13回	1円	自 2015年6月25日 至 2034年6月27日	10個	1名
	第14回	1円	自 2016年6月23日 至 2035年6月26日	20個	1名
第15回	1円	自 2017年6月26日 至 2036年6月28日	20個	1名	
社外取締役 (監査等委員を除く)	該当する事項はありません。				
取締役 (監査等委員)	該当する事項はありません。				

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権の状況

該当する事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当等	重要な兼職の状況
長谷川 博之	代表取締役社長（社長執行役員）	
湯ノ口 智治	取締役（常務執行役員） 技術本部長	
磯野 慶治	取締役（常務執行役員） 事業本部長 兼 東京支店長	
小谷 実弦	取締役（執行役員） 管理本部長	
武内 秀明	社外取締役	武内法律事務所 所長弁護士 メディアスホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社ジールコミュニケーションズ 社外監査役
伊知地 俊人	社外取締役	株式会社ウィル 取締役会長
※久保田 裕丈	社外取締役	株式会社マルハン 西日本カンパニー開発本部建設購買部部長
湯浅 史朗	取締役（常勤監査等委員）	
初瀬 貴	社外取締役（監査等委員）	T H総合法律事務所 パートナー弁護士
井上 明子	社外取締役（監査等委員）	西東京いこい法律事務所 代表弁護士 日本フォームサービス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 「地位及び担当等」及び「重要な兼職の状況」は2023年3月31日現在で記載しております。
2. ※印の取締役は、2022年6月28日開催の第96回定時株主総会においてあらたに選任され就任いたしました。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、湯浅史朗氏を常勤監査等委員として選定しております。
4. 取締役（常勤監査等委員）湯浅史朗氏は当社及び他社において長期間にわたり財務・経理業務を担当した経歴を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役（監査等委員）初瀬貴氏は弁護士として企業法務に精通していることに加えて、M&Aやファイナンスに関する法律実務にも豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、当社が定めた社外役員の独立性判断基準（電子提供措置事項20頁及び21頁を参照）を充足する社外取締役武内秀明氏、社外取締役伊知地俊人氏、社外取締役（監査等委員）初瀬貴氏及び社外取締役（監査等委員）井上明子氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
7. 2023年4月1日付にて、取締役（常務執行役員）磯野慶治氏が事業本部長と東京支店長との兼任を解かれ、東京支店長となり、代表取締役社長（社長執行役員）長谷川博之氏があらたに事業本部長を兼任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役を除く）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金300万円または会社法第425条第1項に定める額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は、当社の取締役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意または重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。

(5) 会社役員の報酬等に関する事項

①取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を指名・報酬委員会に諮問したうえで、2021年2月26日開催の取締役会において次のとおり決定いたしました。

ロ. 決定方針の内容の概要

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、当社の業績や経済情勢等と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、あらかじめ報酬算定基準（業績連動係数テーブルを含む）を定め、当該報酬算定基準に基づき、業務執行取締役の報酬は、基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役等の非業務執行取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみにより構成するものとする。なお、これらの報酬はいずれも金銭報酬とする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数、個人業績評価に応じて他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案した指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、あらかじめ定めた業績連動係数テーブルを用いて中期経営計画の該当年度の売上高及び経常利益目標額等の達成率から導き出される係数を、役職位別の基準金額に乗じて算定するものとし、前事業年度における業績達成度に応じて業績連動報酬を決定したうえで、月例の報酬として支給するものとする。なお、役職位別の基準金額及び業績連動係数テーブルは、中期経営計画の達成状況が報酬に反映されるよう計画策定時等に、適宜、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて見直しを行うものとする。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬と業績連動報酬の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績連動報酬のウェイトが適切な水準となるよう、指名・報酬委員会において検討を行うものとする。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、指名・報酬委員会の答申内容を踏まえて取締役会において具体的な報酬額を決定するものとする。

ハ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的に指名・報酬委員会の答申内容を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年6月25日開催の第95回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額270百万円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）、取締役（監査等委員）の報酬額を年額60百万円以内と決議されております。ただし、当該取締役（監査等委員を除く）の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれないこととなっております。なお、当該定時株主総会終結時点における会社役員の員数は、取締役（監査等委員を除く）が7名（うち社外取締役は3名）、取締役（監査等委員）が3名（うち社外取締役は2名）であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当する事項はありません。

④当事業年度に係る会社役員の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	業績連動報酬
取締役 (監査等委員を除く)	6名	149百万円	116百万円	32百万円
取締役 (監査等委員)	3名	25百万円	25百万円	- 百万円
合 計 (うち社外役員)	9名 (4名)	174百万円 (24百万円)	142百万円 (24百万円)	32百万円 (- 百万円)

(注) 1. 上記の表に記載した報酬等のほかに当事業年度において支払い、または支払う見込みの額が明らかとなった会社役員の報酬等は、ありません。

2. 当事業年度末日現在の人員は、取締役（監査等委員を除く）が7名（うち社外取締役は3名）、取締役（監査等委員）が3名（うち社外取締役は2名）であります。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 当社は、会社業績向上に対する意識向上のため、業績連動報酬を採用しており、その詳細につきましては、「業績連動報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針」（電子提供措置事項33頁を参照）に記載のとおりです。なお、上記の表に記載の業績連動報酬の額は、中期経営計画に定める前事業年度（第96期）に係る売上高の目標額（89,000百万円）及び経常利益目標額（4,290百万円）に対する「財産及び損益の状況の推移」（電子提供措置事項26頁を参照）に記載の同事業年度に係る売上高及び経常利益の実績により算定しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

イ. 社外取締役（監査等委員を除く）に関する事項

氏名	主な活動状況と社外取締役（監査等委員を除く）が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
武内 秀明	14回開催された取締役会、11回開催された経営会議及び6回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、主に経験豊富な法律の専門家としての視点から、当社経営陣の業務執行に関する適切な助言のほか、指名・報酬委員会の委員長としての経営陣幹部の指名及び報酬に関する取締役会への答申を主導しております。
伊知地 俊人	14回開催された取締役会、11回開催された経営会議及び6回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、主に不動産関連の実務に関する長い経験と経営者の視点から、当社の不動産事業の展開を含む経営計画の策定等に関する適切な助言のほか、経営陣幹部の後継者計画を含む当社のガバナンス体制の向上に向けた意見表明を行っております。
久保田 裕丈	2022年6月28日の取締役就任後11回開催された取締役会、8回開催された経営会議及び4回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、主に商業店舗の開発業務に携わられた豊富な経験に基づき、当社の経営計画の策定等に関する適切な助言のほか、経営陣幹部の後継者計画を含む当社のガバナンス体制の向上に向けた意見表明を行っております。

ロ. 社外取締役（監査等委員）に関する事項

氏名	主な活動状況と社外取締役（監査等委員）が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
初瀬 貴	14回開催された取締役会、15回開催された監査等委員会及び6回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、海外での勤務経験を有する企業法務に精通した弁護士としての経験に基づく中立的かつ客観的な視点から、当社の海外事業の展開を含む経営計画の策定や当社のガバナンス体制の向上に向けた助言や意見表明を行っております。
井上 明子	14回開催された取締役会、15回開催された監査等委員会及び6回開催された指名・報酬委員会のすべてに出席し、主に弁護士としての豊富な経験に基づく中立的かつ客観的な視点から、当社のガバナンス体制の向上に向けた助言や意見表明を行っております。

②社外役員の重要な兼職先である他の法人等と当社の関係

- イ. 社外取締役武内秀明氏が所長弁護士を兼任している武内法律事務所、同氏が社外監査役を兼任しているメディアスホールディングス株式会社及び株式会社ジールコミュニケーションズと当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。
- ロ. 社外取締役伊知地俊人氏が取締役会長を兼任している株式会社ウィルと当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。
- ハ. 社外取締役久保田裕丈氏が西日本カンパニー開発本部建設購買部部長を兼任している株式会社マルハンは、議決権比率にして32.41%に相当する当社株式を保有しており、当社は同社の関連会社であります。また、当社と同社の間には建設工事の取引関係があります。
- ニ. 社外取締役（監査等委員）初瀬貴氏がパートナー弁護士を兼任しているTH総合法律事務所と当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。
- ホ. 社外取締役（監査等委員）井上明子氏が代表弁護士を兼任している西東京いこい法律事務所、同氏が社外監査役を兼任している日本フォームサービス株式会社と当社の間には、資本関係や取引関係を含め、何ら関係はありません。

③次の項目には社外役員全員につき該当する事項はありません。

- イ. 当社または当社の主要取引先等特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
- ロ. 「当事業年度における主な活動状況」のうち、「社外役員の意見により変更された事業方針等」及び「不当または不正な業務執行（重要でないものを除く）が行われたときの予防行為及び発生後の対応行為」
- ハ. 当社の親会社または当該親会社（親会社がない場合は当社）の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の額

(7) その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人からの監査計画の聴取や社内関係部署から提供された参考資料を通じて、会計監査人の監査計画の内容並びに監査時間、人員計画の相当性などを確認するとともに、過年度の報酬額とその算出根拠並びに同規模の同業他社の事例等を参考とするなどして協議の結果、当期の会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行ったものであります。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、原則として、会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当する場合、もしくは会社法、公認会計士法等の法令違反により懲戒処分等、監督官庁から重大な処分を受けた場合には、これを解任する決議を行うほか、監査品質の状況、監査品質確保の体制、監査人の独立性確保の体制等、監査の適正性を確保するための諸要素を総合的に勘案して、会計監査人がその任務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案を株主総会に提出することを決議するものとします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(7) 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

(8) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

該当する事項はありません。

計算書類

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	(46,360)	流動負債	(22,248)
現金預金	11,653	支払手形	169
受取手形	206	電子記録債権	6,347
電子記録債権	169	工事未払入金等	10,690
完成工事未収入金	30,695	短期借入金	1,605
販売用不動産	2,181	未払入金	10
未成工事支出金	873	未払費用	301
前払費用	143	未払法人税等	115
未収入金	47	未払消費税等	56
その他の金	392	未成工事受入金	155
貸倒引当金	△3	完成工事引当金	1,810
固定資産	(9,353)	完成工事損失引当金	37
有形固定資産	5,846	完工賞与引当金	185
建物	1,206	工事損失引当金	276
構築物	16	賞与引当金	407
車両運搬具	2	その他の	79
工具器具・備品	78	固定負債	(5,935)
土地	4,507	長期借入金	4,153
リース資産	36	退職給付引当金	20
無形固定資産	109	長期未払引当金	1,564
ソフトウェア	104	長期預り	9
その他の	5	負債合計	28,183
投資その他の資産	3,397	純資産の部	
投資有価証券	1,527	株主資本	(27,148)
関係会社株式	119	資本剰余金	4,329
出資金	0	資本剰余金	214
破産更生債権等	0	資本準備金	214
長期前払費用	17	利益剰余金	22,631
繰延税金資産	1,126	利益準備金	599
差入保証金	428	その他利益剰余金	22,031
その他の	178	繰越利益剰余金	22,031
貸倒引当金	△0	自己株式	△27
資産合計	55,714	評価・換算差額等	(360)
		その他有価証券評価差額金	360
		新株予約権	(22)
		純資産合計	27,531
		負債純資産合計	55,714

損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完 成 工 事 高	87,646	
不 動 産 事 業 売 上 高	412	88,059
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	82,436	
不 動 産 事 業 売 上 原 価	227	82,663
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	5,210	
不 動 産 事 業 総 利 益	185	5,395
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,728
営 業 利 益		2,667
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	27	
受 取 保 険 金	13	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3	
雑 収 入	7	52
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	76	
手 形 売 却 損	6	
支 払 手 数 料	50	
雑 支 出	0	133
経 常 利 益		2,585
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		2,584
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	808	
法 人 税 等 調 整 額	68	876
当 期 純 利 益		1,708

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

株式会社 イチケン
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 齋藤 哲 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イチケンの2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、インターネット経由によるWEB会議システムも活用しながら、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、毎月定期的に監査等委員会を開催し、監査等委員間で意見交換を行うほか、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社イチケン 監査等委員会

常勤監査等委員 湯 浅 史 郎 ㊟

監 査 等 委 員 初 瀬 貴 ㊟

監 査 等 委 員 井 上 明 子 ㊟

(注) 監査等委員初瀬貴及び井上明子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区芝公園一丁目5番10号
芝パークホテル 2階 「ローズ」



〔交通〕 電車のご利用案内

JR浜松町駅（北口）・モノレール浜松町駅（中央口）より徒歩8分
都営地下鉄三田線御成門駅（A2出口）より徒歩2分
都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅（A6出口）より徒歩4分



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。



株 主 各 位

第97回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

《 事 業 報 告 》

会社の体制及び方針

《 計 算 書 類 》

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2022年11月29日開催の取締役会において、上記体制に係る「内部統制システム構築の基本方針」の一部変更について決議しております。変更後の内容は以下のとおりであります。

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・「コンプライアンスに係る基本指針」を定め、全役職員に対して企業活動におけるコンプライアンス意識の向上とその重要性について継続して教育・指導を行い、法令違反、定款違反等の不正をおこさせない企業風土を醸成する。そのために、代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、その諮問機関であるガバナンス部会を通じて、全役職員に対する教育・指導を主導する等の活動により、コンプライアンスのより一層の充実・強化を図る。また、内部監査部門による内部監査及び内部通報制度等を通じて、法令及び定款に違反する行為等を早期に発見・是正する体制を構築する。
 - ・市民社会の秩序や安全に影響を与えるような反社会的勢力や団体との関係は断固拒絶し、これらに関係する企業、団体、個人とは一切取引を行わないものとする。また、関係行政機関や諸団体等を通じて反社会的勢力の情報を収集するとともに、講習会、セミナー等を通じて従業員への周知徹底を図る。
 - ・財務報告の信頼性を確保するため「財務報告に係る内部統制の基本方針」を遵守するとともに、財務報告に係る内部統制の整備、運用、評価を行う体制の更なる整備に努める。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「秘密保持管理規定」及び「文書管理規定」を遵守し、取締役の職務の執行状況を適切に記録、保存、管理し、取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- ③損失の危険の管理に関する規定その他の体制

予想されるリスクに対してその回避、軽減及び対処方法等について適切な管理体制を整えるものとする。また、不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止と損失を最小限に止めるため、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置のうえ、迅速に対応する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
達成すべき全社的目標・計画を取締役及び従業員が認識し、これらの目標を達成するために取締役並びに各担当者の業務範囲や責任範囲、決裁権限等を明確にし、ITシステムを活用した情報の共有化を図るとともに業務効率を改善する。また、目標達成に向けて常に業務の進捗確認を行い、目標達成の確度を上げる。
- ⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
「グループ会社管理規定」に基づき、子会社を管理する主管部門を通じて子会社に対して当社と整合性をもった各種規定・制度の整備・運用を行うよう指導し、当社の取締役会及び主管部門は子会社の重要案件の取扱いや業務執行状況等について定期的に報告を求め、子会社を適正に管理・監督する。また、子会社の業務の適正を確保するため、当社内部監査部門が定期的に子会社の内部監査を実施するとともに、当社の内部通報制度を子会社の役職員も利用できる体制とする。
- ⑥監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性に関する事項
監査等委員会の職務を補助する組織または人員を配置し、監査業務の補助を行うものとする。当該職務補助者が他部門の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務補助業務を優先するものとする。また、当該職務補助者の人事異動・人事評価については監査等委員会の意見を尊重して決定するものとする。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は配置しないものとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、全社的に重大な影響を及ぼす事項または及ぼす恐れのある事項（子会社の取締役もしくは使用人を通じて把握した子会社に重大な影響を及ぼす事項または及ぼす恐れのある事項を含む）については監査等委員会に速やかに報告するものとする。
 - ・監査等委員会は必要に応じて当社もしくは子会社の取締役及び使用人に対して業務執行状況の報告を求めることができ、監査等委員会から報告を求められた者は速やかに報告するものとする。

- ⑧監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないよう、「内部通報規定」の通報者と同様に保護措置を講じるものとする。
- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社に対して監査等委員がその職務の執行について生ずる費用を請求した場合には、当社はその費用を負担するものとする。
- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役社長は、監査等委員との定期的な会合を実施するとともに、監査等委員に対して適宜必要な情報を提供し、監査等委員との意思疎通を図るものとする。
 - ・内部監査部門は、内部監査の結果等を定期的に監査等委員会に報告する等、監査等委員との連携を図るものとする。
 - ・監査等委員は、関係部署と連携を図りながら随時情報交換を行い、必要に応じて社内の会議体に出席できるものとする。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①重要な会議の開催状況

当事業年度における主な重要会議の開催状況は、次のとおりであります。

- ・取締役会は14回開催され、経営方針、経営戦略等の経営上の重要事項を中心に審議・決定いたしました。
- ・経営会議は11回開催され、社外取締役を含む取締役（監査等委員を除く）が出席したほか、常勤監査等委員がオブザーバーとして出席し、業務執行上の重要事項を審議・決定いたしました。
- ・当社のESG（環境・社会・ガバナンス）に係るリスクに適切に対応するため、リスク管理体制を変更し、2022年12月1日付にて従前より設置しているコンプライアンス推進委員会を、代表取締役社長を委員長、取締役（常勤でない監査等委員を除く）を委員、外部の弁護士をアドバイザーとするリスク管理委員会として再設置いたしました。当事業年度におきましては、コンプライアンス推進委員会は2回開催され、コンプライアンスの取り組みの推進・主導活動のほか、コー

ポレートガバナンスや内部統制に係る課題等の把握とその対応策の検討を行いました。また、リスク管理委員会は臨時開催分を含めて2回開催され、コンプライアンスの推進・主導活動に加えてESGに係る各リスクへの対応策の検討等を行いました。

②取締役（監査等委員）の職務の執行

- ・ 監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画に従い監査を行うとともに、取締役会、経営会議等の重要な会議に常時出席し、必要に応じて取締役（監査等委員を除く）及び使用人に対して監査に必要な事項の報告を求めました。
- ・ 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門との間で、積極的な連携を図るため、定期的な会合を実施いたしました。

③内部監査の実施状況

内部監査部門は、監査計画に基づき、各部門を対象とする内部監査及び一定規模以上の工事作業所を対象とする作業所監査を実施いたしました。なお、内部監査部門は、これらの監査結果を直接代表取締役社長に報告するとともに、監査等委員会とも監査結果を共有することにより連携を図っております。

④財務報告に係る内部統制

内部統制全般の統轄部門である内部監査部門は、内部統制システムを円滑に推進するため、会計監査人と調整を図りながら内部統制システムの更なる整備・向上に取り組むとともに、あらかじめ定められた手順に従い、当社の全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算・財務報告プロセス統制の整備と運用状況を適正に評価いたしております。

⑤コンプライアンス意識の醸成

コンプライアンス研修の機会等を通じて、企業活動におけるコンプライアンスの重要性につき、継続して教育・指導を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社が、経営理念等の実現に向けた事業活動を通じて、企業価値を高め持続的な発展を遂げるためには、株主・投資家をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させることが必要不可欠であります。

そのためには、効果的なコーポレートガバナンス体制を構築し、維持・向上させることが重要な経営課題の一つと考えており、当社は次の基本方針に沿って、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

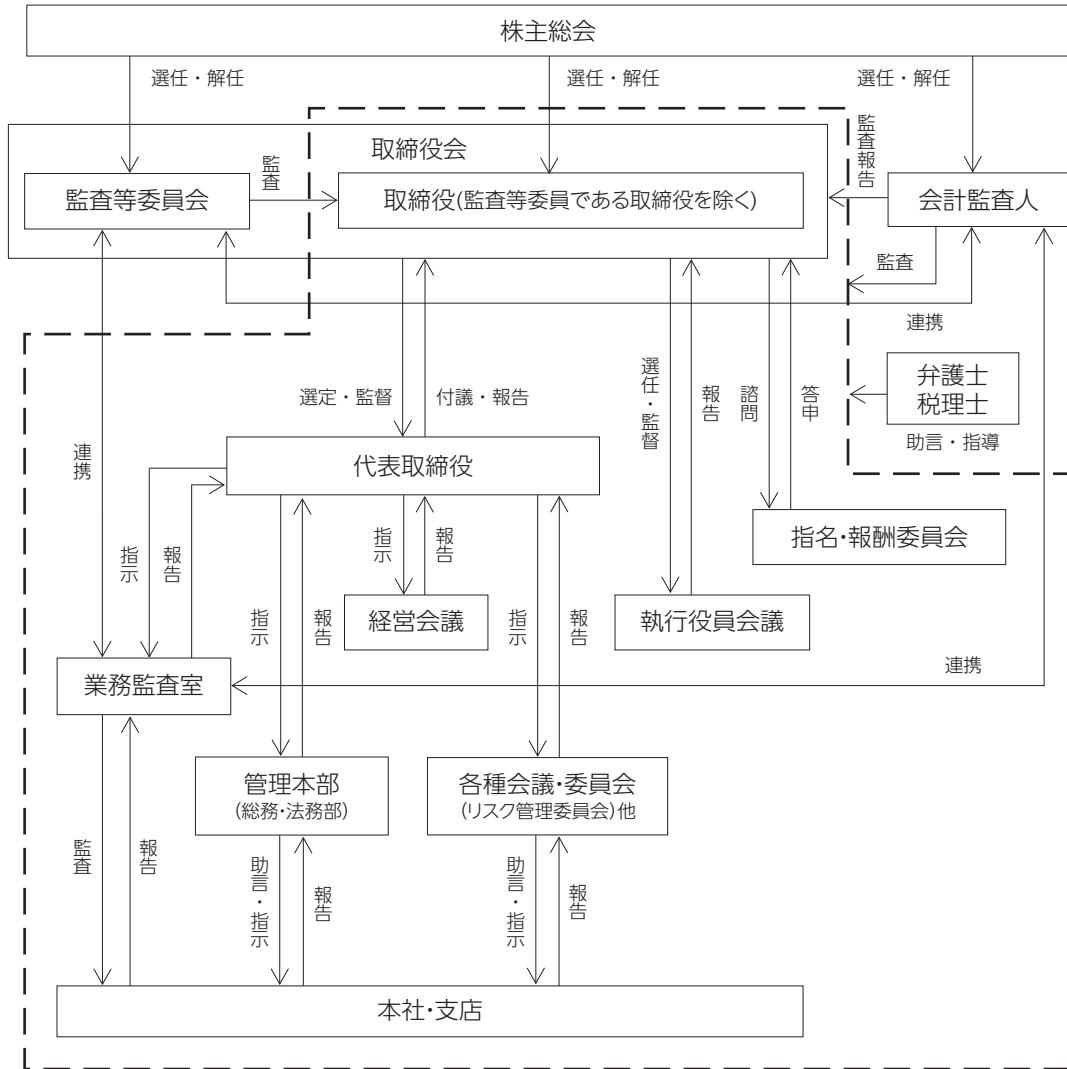
<コーポレートガバナンスに係る基本方針>

- ①株主の権利を尊重し、株主の実質的な平等性の確保に努めます。
- ②株主以外のステークホルダーの権利・立場を考慮し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③適切な会社情報の開示と透明性の確保に努めます。
- ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督機能の発揮に努めます。
- ⑤株主との建設的な対話に努めます。

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の詳細や「コーポレートガバナンスに係るガイドライン」は、当社ウェブサイトに掲載しております。

<http://www.ichiken.co.jp/sustainability/governance/>

< コーポレートガバナンス体制（概念図） >



株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,329	214	214	498	21,441	21,939
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	0					
利益準備金の積立				101	△101	－
剰余金の配当					△1,016	△1,016
当 期 純 利 益					1,708	1,708
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	0			101	590	692
当 期 末 残 高	4,329	214	214	599	22,031	22,631

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△26	26,456	318	318	22	26,798
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)		0				0
利益準備金の積立		－				－
剰余金の配当		△1,016				△1,016
当 期 純 利 益		1,708				1,708
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			41	41		41
当 期 変 動 額 合 計	△0	691	41	41		733
当 期 末 残 高	△27	27,148	360	360	22	27,531

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式：移動平均法による原価法

②その他の有価証券：市場価格のない株式等……時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

①販売用不動産：個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

②未成工事支出金：個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産：定額法

(リース資産を除く)

(2)無形固定資産：定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3)リース資産：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合に要する費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(3) 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社は主要な事業として、建築・土木・内装仕上工事等の建設事業を営んでおり、顧客との契約に基づき受注した工事について、施工して引渡す義務を負っております。財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、インプット法に基づき、予想される工事原価総額に対する各報告期間の期末日までの実際発生原価の割合にて算出しております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、取引価格は工事請負契約により決定され、対価は契約に定められた時期に段階的に受領しております。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益及び原価の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法は、次のとおりであります。

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては特例処理の要件を満たしており、特例処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……変動金利借入金

③ヘッジ方針

金利変動リスクを回避するため、金利スワップを採用しており、投機的取引は実施しておりません。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等については、発生事業年度の費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 5,846百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①金額の算出方法

「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされる資産又は資産グループについて、主に当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額については、市場環境や過去の実績等に基づき作成した事業計画により策定しております。また、将来の事業計画は、市場環境の悪化による売上高の減少リスク等も反映しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

期末時点において入手可能な情報をもとに事業計画の策定を行っておりますが、市場環境の悪化等により収益性が低下した場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額が減少することで減損損失が計上される可能性があります。

2. 販売用不動産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

販売用不動産 2,181百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①金額の算出方法

販売用不動産については、正味売却価額が帳簿価額を下回る場合には、販売用不動産に係る評価損として計上しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価額に基づき算出しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

不動産鑑定評価額は、当該不動産の契約条件や市場環境等に基づき策定した事業計画により算定しております。なお、利回り・割引率等の算定においても現在の市況を反映した利率を採用しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

期末時点において入手可能な情報をもとに不動産鑑定評価を行っておりますが、経済情勢や不動産市況の悪化等により収益性が低下した場合には、正味売却価額が下落することで販売用不動産に係る評価損が計上される可能性があります。

3. 工事原価総額の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する工事に係る完成工事高	79,676百万円
工事損失引当金	276百万円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①金額の算出方法

工事原価総額の見積りについては、当初は工事契約に関する実行予算によって算出しております。工事着工後完成に至るまでは、作業所において実際の発生原価と対比して適時・適切に工事原価総額の検討・見直しを行っております。

なお、一定の期間にわたり収益を認識する工事については、各工事における工事原価総額を基礎として期末日までの実際発生原価額に応じた進捗度に工事収益総額を乗じて完成工事高を計算しております。

また、工事原価総額が工事収益総額を超過する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、その超過すると見込まれる額のうち、当該工事契約に関して既に計上された損益の額を控除した残額を、超過が見込まれた期の損失として処理し、工事損失引当金を計上しております。

②金額の算出に用いた主要な仮定

実行予算作成時には、将来の気象条件や作成時点で入手可能な情報に基づき、施工条件や建設資材価格等について仮定を設定し、作業効率等を勘案して工種ごとに詳細に積み上げることによって工事原価総額を見積っております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

計算書類に大きな影響を与えるような大型工事においても適時・適切に工事原価総額の検討・見直しを行っておりますが、気象条件、施工条件、建設資材価格、作業効率等さまざまな状況の変化により将来の損益は見積金額と異なる可能性があるため、一定の期間にわたり収益を認識する工事に係る完成工事高及び工事損失引当金の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,564 百万円
2. 保証債務等	
(1) 受取手形割引高	794 百万円
(2) 電子記録債権割引高	394 百万円
3. 担保に供している資産	
建 物	1,125 百万円
土 地	4,408 百万円
(上記に対応する債務)	
短期借入金	140 百万円
長期借入金	2,240 百万円
4. 関係会社に対する金銭債権	
完成工事未収入金等	314 百万円
5. 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額	9 百万円
6. 顧客との契約から生じた債権	
完成工事未収入金等については、顧客との契約から生じた債権及び契約資産を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じた債権の金額は、「個別注記表（収益認識に関する注記）3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報（1）契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	完成工事高 861 百万円
2. 一定の期間にわたり収益を認識する工事に係る完成工事高	79,676 百万円
3. 完成工事原価のうち工事損失引当金繰入額	276 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	7,282,400株	2,000株	－	7,284,400株
合計	7,282,400株	2,000株	－	7,284,400株
自己株式				
普通株式	24,651株	340株	－	24,991株
合計	24,651株	340株	－	24,991株

- (注) 1. 発行済株式の増加株式数は、新株予約権の行使によるものであります。
2. 自己株式の増加株式数は、すべて単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金額 の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	725百万円	利益剰余金	100.00円	2022年3月31日	2022年6月29日
2022年11月10日 取締役会	普通株式	290百万円	利益剰余金	40.00円	2022年9月30日	2022年11月30日

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当事業年度中のものに関する事項

2023年6月28日開催予定の定時株主総会において、配当に関する事項を議案とする予定であります。

決議	株式の種類	配当金額 の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月28日 定時株主総会(予定)	普通株式	435百万円	利益剰余金	60.00円	2023年3月31日	2023年6月29日

3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

決 議	株式の種類	株式の数
2006年12月15日 取締役会	普通株式	2,000株
2007年6月28日 取締役会	普通株式	2,000株
2008年6月27日 取締役会	普通株式	2,000株
2009年6月26日 取締役会	普通株式	2,000株
2010年6月29日 取締役会	普通株式	2,000株
2011年6月29日 取締役会	普通株式	2,000株
2012年6月28日 取締役会	普通株式	2,000株
2013年6月27日 取締役会	普通株式	2,000株
2014年6月27日 取締役会	普通株式	2,000株
2015年7月30日 取締役会	普通株式	4,000株
2016年6月28日 取締役会	普通株式	4,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産

減損損失	185 百万円
退職給付引当金	485 百万円
貸倒引当金繰入超過額	1 百万円
工事未払・未払費用	34 百万円
賞与引当金	126 百万円
完成工事補償引当金	57 百万円
投資有価証券評価損	57 百万円
工事損失引当金繰入額	85 百万円
その他	293 百万円
繰延税金資産小計	<u>1,327 百万円</u>
評価性引当額	<u>△121 百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,206 百万円</u>

繰延税金負債

有価証券評価差額金	<u>△80 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△80 百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,126 百万円</u>

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び完成工事未収入金等（契約資産を除く）は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。なお、回収期日はそのほとんどが1年以内であります。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に把握された時価が取締役会に報告されております。

破産更生債権等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに定期的な債権管理を行い、必要に応じて法的措置を検討するなど、債権の早期回収を図る体制としております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び工事未払金の支払期日は、そのほとんどが1年以内であります。

短期借入金、長期借入金及び社債は主に営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(注) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

なお、「現金預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金等」、「支払手形」、「電子記録債務」、「工事未払金」、「短期借入金」は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 其他有価証券 (*1)	1,489	1,489	—
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金 (*2)	0 △0		
	—	—	—
資 産 計	1,489	1,489	—
(3) 長 期 借 入 金	4,153	4,102	△50
負 債 計	4,153	4,102	△50
デリバティブ取引 (*3)	—	—	—

(*1) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当事業年度 (百万円)
非 上 場 株 式	38
関 係 会 社 株 式	119

(*2) 破産更生債権等については個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 株式及び国債	1,489	－	－	1,489

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期借入金	－	4,102	－	4,102

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、デリバティブ取引について、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸商業施設（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時 価
5,647	5,557

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価額に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
その他の 関係会社	(株)マルハン	被所有 直接32.41% 間接 — %	営業上の取引	工事の請負	861百万円	完成工事 未収入金等	314百万円

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

工事の請負価格については、市場価格を勘案して見積提出し、価格交渉のうえ、決定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区 分	建設事業			不動産事業	合 計
	商業施設	住 宅	その他		
一時点で移転される財又はサービス	7,407	116	446	—	7,970
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	39,513	27,112	13,049	301	79,978
顧客との契約から生じる収益	46,921	27,229	13,495	301	87,948
その他の収益	—	—	—	111	111
外部顧客への売上高	46,921	27,229	13,495	412	88,059

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）4. 収益及び費用の計上基準(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	5,509
電子記録債権	2,284
完成工事未収入金等	8,966
	16,759
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	206
電子記録債権	169
完成工事未収入金等	9,469
	9,845
契約資産（期首残高）	16,375
契約資産（期末残高）	21,226
契約負債（期首残高）	2,289
契約負債（期末残高）	1,810

契約資産は、主に顧客との工事契約において、一定の期間にわたり収益を認識しておりますが、期末時点で支払期日が到来していない対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該工事契約に関する対価は、各工事契約の支払条件に基づき受領しております。

契約負債は、主に、一定の期間にわたり収益を認識している工事契約及び、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約の支払条件に基づき、顧客から受け取った収益認識前の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,265百万円であります。

また、当事業年度において、契約資産が4,851百万円増加した理由は、主に、期末時点で支払期日が到来していない工事契約に係る履行義務の充足による増加及び一定の期間にわたり収益を認識している工事契約のうち完全な履行義務の充足または対価の收受による減少であり、これによりそれぞれ79,676百万円増加し、74,825百万円減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は76,525百万円であり、当社は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,789円 39銭
1 株当たり当期純利益	235円 35銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。